



令和4年3月7日

各 位

会 社 名 株式会社アイビー化粧品
代 表 者 名 代表取締役社長 白銀 浩二
(JASDAQ・コード 4918)
問 合 せ 先 取締役 経理部 部長
兼 経営管理部 部長
役 職 ・ 氏 名 中山 聖仁
電 話 03-6880-1201

**第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第4回新株予約権
（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、令和4年2月16日開催の取締役会において決議致しました第三者割当の方法による第3回新株予約権（行使価額修正条項付、以下、「本第3回新株予約権」といいます。）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第4回新株予約権」といい、本第3回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（7,513,000円）の払込が完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、令和4年2月16日公表の「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（ご参考）

「本新株予約権」の概要

(1) 割当日	令和4年3月7日
(2) 発行新株予約権数	12,200個 本第3回新株予約権 10,000個 本第4回新株予約権 2,200個
(3) 発行価額	総額7,513,000円 (本第3回新株予約権1個につき715円、本第4回新株予約権1個につき165円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,220,000株（新株予約権1個につき100株） 本第3回新株予約権 普通株式 1,000,000株 本第4回新株予約権 普通株式 220,000株

	<p>本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の下限行使価額はいずれも600円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,220,000株です。</p>
<p>(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）</p>	<p>1,003,513,000円（差引手取金概算額：971,473,000円） （内訳）</p> <p>本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額：7,150,000円 新株予約権行使による調達額：600,000,000円</p> <p>本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額：363,000円 新株予約権行使による調達額：396,000,000円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額</p> <p>本第3回新株予約権 600円 本第4回新株予約権 1,800円</p> <p>本第3回新株予約権については、当社は、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以後、本第3回新株予約権の発行要項第17項に定める本第3回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（以下、「下限行使価額」といい、本第3回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の</p>

	<p>行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします（上記「資金調達のため必要と判断した場合」とは、具体的には、(i) 当該時点における当社株価が下限行使価額を超えているものの行使価額に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本第4回新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合（例えば、社会情勢・業界情勢や当社取引状況の変化等により資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合）、(ii) 当該時点における株価が行使価額を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社が合理的に判断する場合（例えば、当該行使価額又はその水準近辺で本新株予約権が行使されるよりも、転換権を行使し行使価額修正条項付新株予約権の行使を期待する方が資金調達額が増加するものと見込まれる場合）を想定しております）。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（下限行使価額。本第4回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。
(8) 本新株予約権の行使期間	本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権いずれも、令和4年3月8日から令和7年3月7日まで
(9) 資金の使途	<p>①経営資源の最大化のための当社開発研究所の機能強化及び「L a b o 営業部門」の創設・運営資金</p> <p>②財務基盤強化のための優先株式の取得資金</p> <p>③当社創業50周年に向けた大型製品の研究開発費</p>
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結しました。

	<p>本買受契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が割当予定先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。</p>
--	---

以 上